

令和2年5月臨時議会における新型コロナウイルス感染防止対策について

1 本会議・委員会関係

- 本会議場及び委員会室に入室する際は、入口付近に設置されたアルコール消毒液で手指消毒を行うこととする。
- 本会議場内及び委員会室内においては、発言時（聴覚障害者への配慮から、登壇して行う発言を除く。）も含めマスク着用とする。なお、議事の速記は議場の記者席において行うものとする。
- 議長及び委員長は、本会議又は委員会の審議中にあっても審議等に支障のない範囲で外気との換気に配慮する。
- 本会議及び委員会の議案質疑は、令和2年4月臨時議会（以下「4月臨時議会」という。）と同様、質問者の了解を前提に、可能な限り簡明に行うこととする。
- 委員会における理事者の出席範囲については、4月臨時議会と同様、原則として課室長以上とする。

2 傍聴関係

- 本会議及び委員会の一般傍聴については、自粛を要請することとする。
傍聴を希望する方がいた場合は、受付時に、手指消毒及び傍聴時におけるマスク着用を含む咳エチケット等を要請する。
なお、県政記者クラブ加盟各社の傍聴については、マスク着用を要請する。